

市有地売却一般競争入札について

鯖江市が保有する土地を次のとおり一般競争入札により売却する。

令和7年9月9日

鯖江市長 佐々木 勝久



記

I 一般競争入札に関する事項

1 入札に付する土地の表示および最低売却価格

物件番号1

- (1) 所在：鯖江市舟津町2丁目226番
- (2) 地目：宅地
- (3) 地積：138.78m²
- (4) 最低売却価格：3,136,428円

物件番号2

- (1) 所在：鯖江市神明町1丁目117番
- (2) 地目：宅地
- (3) 地積：185.12m²
- (4) 最低売却価格：5,238,896円

物件番号3

- (1) 所在：鯖江市御幸町3丁目610番1
- (2) 地目：宅地
- (3) 地積：293.07m²
- (4) 最低売却価格：7,502,592円

物件番号4

- (1) 所在：鯖江市米岡町120番1
- (2) 地目：宅地
- (3) 地積：80.63m²
- (4) 最低売却価格：1,798,049円

2 入札に参加することができない者

次に掲げる者は、入札に参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当する者でそれぞれに規定する事実があった日から2年を経過しないものおよびその者を代理人、支配人その他の使用人または入札の代理人として使用する者
 - ア 本市の競争入札において、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 本市の競争入札における落札者に対して本市との契約の締結を妨げた者または本市との契約を締結した者に対して当該契約の履行を妨げた者
 - ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項に規定する監督または検査の実施に当たり本市の職員の職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由がなく本市との契約を履行しなかった者
 - オ アからエまでのいずれかに該当する者を本市との契約の締結または履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、同法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)または次のいずれかに該当する者
 - ア 法人等(個人、法人または団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合はその役員またはその支店もしくは営業所の代表者、団体である場合はその代表者、その理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団または暴力団員である者
 - イ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
 - エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員

3 入札の参加申込みに関する事項

(1) 申込書類の交付の期間および交付場所

- ア 期間 公告の日から令和7年9月25日(木)まで(土・日、祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時まで
- イ 場所 鯖江市西山町13番1号
鯖江市総務部施設管理課 電話 0778-53-2221

(2) 申込みの期間および申込み場所

- ア 期間 公告の日から令和7年9月25日(木)まで(土・日、祝日を除く。)
午前8時30分から午後5時まで

イ 場所 鯖江市西山町13番1号

鯖江市総務部施設管理課 電話 0778-53-2221

ウ 申込み方法等

申込書類の受付については持参のみとし、落札後の売買契約および所有権移転登記は、申込書に記載された名義で行います。また、申込書等入札参加申込者から一度提出された書類は、返却しません。

4 入札参加資格の確認

入札参加申込者が、「2 入札に参加することができない者」の記載に該当したときは、当該入札に参加することができません。また、提出された申込書等に虚偽の記載をしたことが明らかになったときも、当該入札に参加することができません。

5 入札保証金

入札をしようとする者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（1円未満切上げ）の額に相当する金額を指定する納付書にて納付しなければなりません。

6 入札および開札執行の場所および日時

(1) 場所 鯖江市西山町13番1号 鯖江市役所 新館4階会議室

(2) 日時 令和7年9月29日（月） 午後2時00分

(3) 開札 入札の締切後、直ちに開札します。

7 入札の無効

次に掲げる入札は無効とします。

(1) 入札を行う資格のない者のなした入札

(2) 入札保証金を要するものについては、所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のなした入札

(3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札

(4) 入札書記載事項を加除訂正した箇所もしくは氏名の下に押印のないものまたは記載内容が確認できないもの

(5) 同一事項に対して2通以上の入札をなしたもの

(6) 他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をなした者の入札

(7) 入札の際、不正な行為をした者の入札

(8) 協定して行つた入札

(9) 総額で入札すべき入札価格を単価で記入した者の入札

(10) 郵便、ファクシミリまたは電子メールによる入札

(11) 入札金額その他必要事項の記入がない入札

(12) 入札金額を訂正した入札

(13) 記載事項の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(14) 最低売却価格に達しない価格が記入された入札

(15) その他入札者が入札の条件に違反した入札

8 落札者の決定

落札者は、市の最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者となります。ただし、当該最高の価格で入札をした者が2以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、同価格で入札をした者は、くじ引きを辞退することはできません。

9 売買契約の締結および売買代金の納付方法

(1) 売買契約の締結等

- ア 落札者は、令和7年11月28日（金）までに契約を締結しなければなりません。
- イ 売買契約書に貼る収入印紙は、落札者の負担とします。
- ウ 落札者が仮契約を締結しない場合は、落札は無効とし、入札保証金は市に帰属します。
- エ 落札者は、契約時に売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。
- オ 落札者が契約を履行しない場合は、契約保証金は市に帰属します。
- カ 契約保証金には、利息を付しません。

(2) 売買代金の納付方法

- ア 落札者は、市指定の納入通知書により、売買代金から契約保証金を除いた金額を一括して本契約成立日から30日以内に納付しなければなりません。
- イ 売買代金から契約保証金を除いた金額を完納した場合、契約保証金を売買代金に充当します。

10 所有権の移転等

- (1) 売買代金を完納時に所有権が移転し、同時に売却物件を現状有姿で引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、市が行います。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担とします。

11 その他

- (1) 本公告第1項から第11項に定めるもののほか、この入札に関し必要な事項は、令和7年度市有地売却一般競争入札案内書、鯖江市財務規則（昭和39年鯖江市規則第4号）の定めるところによるものとします。
- (2) 入札の公平性、競争性を確保するため、入札参加状況等の問い合わせについては、一切お答えできません。
- (3) 入札物件は、事情により予告なく入札中止、内容変更する場合があります。なお、この場合、入札参加に要した費用（調査費等）は補償しません。

II 公表の方法

公告および鯖江市のホームページに掲載